

○ 招 集 告 示

坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第1号

平成30年2月9日第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部に招集する。

平成30年1月24日

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 石 川 清

○ 会 期

平成30年2月9日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員(8名)

1番 弓 削 勇 人
3番 内 野 嘉 広
5番 野 沢 聖 子
7番 平 瀬 敬 久

2番 高 橋 剣 二
4番 猪 俣 直 行
6番 松 尾 孝 彦
8番 加 藤 則 夫

不応招議員(なし)

平成30年第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会

○議事日程(第1号) 平成30年2月9日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

- ・ 現金出納検査の結果について(監査報告第1号)

日程第4 議案第1号 坂戸・鶴ヶ島消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

日程第5 議案第2号 地方自治法等の規定により出頭した者の実費弁償に関する条例制定の件

日程第6 議案第3号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

日程第7 議案第4号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

日程第8 議案第5号 平成29年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算(第2号)を定める件

日程第9 議案第6号 平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件

日程第10 議員提出議案第1号 坂戸・鶴ヶ島消防組合議会会議規則制定の件

日程第11 閉会中の事務調査について

日程第12 一般質問

午前10時00分開会

出席議員(8名)

1番 弓 削 勇 人
3番 内 野 嘉 広
5番 野 沢 聖 子
7番 平 瀬 敬 久

2番 高 橋 剣 二
4番 猪 俣 直 行
6番 松 尾 孝 彦
8番 加 藤 則 夫

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者 石 川 清
会 計

真 鍋 修 子

管 理 者

参 与 高 橋 長 美

副 参 与

(庶務課長 金 子 和 宏
事務取扱)

警防課長 中 村 政 美
坂 戸

鹿ノ戸 和 弘

消防署長

監査委員 田 中 浅 男

副管理者 齊 藤 芳 久

消 防 長 岡 部 久 志

次 長 寺 田 精 一

予防課長 斉 藤 信 吾

指令課長 小 澤 実
鶴ヶ島

中 村 元 治

消防署長

事務局職員出席者

書 記 佐 藤 将 人
書 記 野 口 功 介

書 記 田 中 栄 一
書 記 綿 貫 智 子

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○猪俣直行議長 議員の皆様、おはようございます。

現在の出席議員、8名全員でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長の挨拶

(猪俣直行議長起立)

○猪俣直行議長 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会を開会したところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中をご出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、説明者におかれましても、ご多用の中、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、御礼を申し上げる次第であります。

本日は、「平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」を含む7議案が提出されております。

本組合充実のため、何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご議決を賜りますとともに、議事の運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

(猪俣直行議長着席)

◎議事日程の報告

○猪俣直行議長 議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

直ちに本日の議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○猪俣直行議長 日程第1・「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において

5番 野 沢 聖 子 議員

6番 松 尾 孝 彦 議員

の両議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○猪俣直行議長 日程第2・「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認め、よって平成30年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

- ・ 現金出納検査の結果について(監査報告第1号)

○猪俣直行議長 日程第3・「諸報告」をいたします。

はじめに、監査委員より平成29年10月分から12月分の現金出納検査の結果報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職・氏名並びに事務局職員の職・氏名を一覧表として配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎議案第1号～議案第6号の一括上程について

○猪俣直行議長 お諮りいたします。

日程第4・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件」から日程第9・議案第6号・「平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認め、よってそのように決定いたしました。

◇

◎議案第1号～議案第6号の一括上程、説明

○猪俣直行議長 日程第4・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件」から日程第9・議案第6号・「平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」までを一括議題といたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

(石川 清管理者登壇)

○石川 清管理者 おはようございます。ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号までの6件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件」ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布され、4月1日に施行されるに伴い、所要の改正をするものであります。

主な内容といたしましては、製造所等に係る手数料について、人件費等を直近の数値を用いて積算し直したこと等により、実費に変動が生じていることから、比較的大規模な危険物施設における製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を改定するものであります。

次に、議案第2号・「地方自治法等の規定により出頭した者の実費弁償に関する条例制定の件」ですが、地方自治法等の規定により組合議会が組合の事務に関する調査を行うため出頭した選挙人その他の関係人、議会の公聴会に参加した者、会議に出頭した参考人及び公平委員会の権限の行使に関し出頭させた証人に対する実費弁償の額及び支給方法について、必要な事項を定めるものであります。

なお、実費弁償の額につきましては、日額8,100円とし、出頭人等の要した実費の額が日額8,100円を超えることとなる場合の支給額及びその他の支給方法につきましては、一般職の例によるものとするものであります。

次に、議案第3号・「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ですが、本年3月31日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることの協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第4号・「埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について」ですが、本年4月1日から入間東部地区消防組合が名称を変更することから、同組合規約を変更することの協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第5号・「平成29年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算(第2号)を定める件」ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,787万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,762万7,000円にしようとするものであります。

主な内容について申し上げますと、年度末となり事業費の確定に伴い、歳入につきましては、組合債の限度額を変更する等所要の措置を行うほか、歳出につきましては、歳出科目ごとに事業費の確定に伴い、不用額が見込まれるものにつきまして、減額措置を行おうとするものであります。

なお、歳出に見合う財源といたしましては、決定いたしました国庫支出金を計上するとともに、構成市負担金及び西入間広域消防組合負担金をはじめ他の歳入科目を減額いたしまして収支の均衡を図った次第であります。

次に、議案第6号・「平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」ですが、平成30年度一般会計予算につきましては、本組合の構成市であります坂戸市及び鶴ヶ島市を取り巻く極めて厳しい財政状況を十分認識し、財政の健全性を堅持しつつ、市民生活の安心、安全を確保するため、災害に強いまちづくりの実現を目指して、総合的で広範囲にわたる消防防災体制の整備確立を図るため、事務事業を計画的に執行することを基

本とし、予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ25億4,967万7,000円といたしました。これは、前年度当初予算と比較をいたしますと、1,582万8,000円の減となっております。

はじめに、歳出予算計上額の主な内容につきまして申し上げますと、まず議会費及び監査委員費につきましては、報酬のほか一般経常的経費を計上するとともに、一般管理費につきましては、組合の財産管理上必要とする経費及び事務執行に要する経費が主な内容であります。

次に、常備消防費につきましては、主要事業といたしまして、人員関係であります。本年度定年退職者等が6名でありますことから、その補充といたしまして新たに12名を採用し207名とするものであります。

また、職員の給与費と職員研修事業、その他事務事業の執行上必要な経常的経費であります。平成30年度も平成29年度に引き続き市民参加による防災意識の普及、高揚を図るため、防火・防災講習会の開催、ひとり暮らし、寝たきり高齢者宅の防火指導をはじめ、火災による死傷者の大半を占める住宅火災を未然に防止するため、住宅用火災警報器の設置促進事業及び住宅防火モデル地区指定事業を推進するとともに、事業所を対象とした防火対象物、危険物施設等の防火査察を実施し、火災予防の推進を図ってまいります。

また、救命率の向上を図る目的から、救急救命研修所へ2名の職員を派遣し資格取得の促進を図るとともに、来年度は新たに救急救命士を教育、指導する指導救命士養成研修へ救急救命士2名を派遣し、高度救急体制の充実強化に努めてまいります。

さらに、市民、学校、事業所等を対象としたAEDの取り扱い方法を含む救命講習等、応急手当の普及啓発事業を積極的に推進してまいります。

次に、非常備消防費の坂戸市消防団費及び鶴ヶ島市消防団費であります。主なものは団員の報酬のほか、団の運営に要する経費であります。

次に、常備消防施設費におきましては、地域住民の安全を確保すべく、現有資機材の有効活用を図りながら消防需要の増大に的確に対処するため、来年度は坂戸消防署西分署の水槽付消防ポンプ自動車及び坂戸消防署の指揮車を更新配備するとともに、消防庁舎改修工事等を実施いたし、さらなる消防力の強化を図ります。

次に、坂戸市消防施設費におきましては、40立方メートル級耐震性貯水槽3基分の新設工事費等のほか、坂戸、鶴ヶ島水道企業団への消火栓設置費並びに維持管理費負担金等であります。

また、鶴ヶ島市消防施設費におきましては、40立方メートル級耐震性貯水槽2基分の新設工事費等のほか、坂戸、鶴ヶ島水道企業団への消火栓設置費並びに維持管理費負担金等であります。

これらに見合う歳入といたしましては、坂戸市及び鶴ヶ島市並びに西入間広域消防組合の負担金が主なものであります。その他組合債、繰越金等を計上し、収支の均衡を図った次第であります。

以上、平成30年度予算の主な内容を申し上げましたが、必要最小限の経費をもって効率的な財政運営を図ることを基本とし、消防施設の計画的充実と消防職、団員の資質の向上に努め、消防防災体制を整備、確立してまいりたいと存じます。

以上、議案第1号から議案第6号につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

(石川 清管理者降壇)

○猪俣直行議長 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

◇

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○猪俣直行議長 これより各案件につきまして、単独質疑、討論、採決に入ります。

最初に、日程第4・議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○猪俣直行議長 次に、日程第5・議案第2号・「地方自治法等の規定により出頭した者の実費弁償に関する条例制定の件」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○猪俣直行議長 次に、日程第6・議案第3号・「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」に対する質疑に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○猪俣直行議長 次に、日程第7・議案第4号・「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」に対する質疑に入ります。

8番・加藤則夫議員。

○8番(加藤則夫議員) 8番、加藤則夫です。議案第4号・「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」の質疑を行います。

本議案は、入間東部地区消防組合と衛生組合の統合による規約変更ですが、本市でも構成市が同一の一部事務組合がありますが、統合のお考えがあるのか、お尋ねいたします。

○猪俣直行議長 金子庶務課長、答弁。

○金子和宏副参与(庶務課長事務取扱) お答え申し上げます。

現時点ではそのような動きは出ておりません。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

8番・加藤則夫議員。

○8番(加藤則夫議員) 再質疑を行います。

両市の市長が正副管理者となっております。正副管理者のお考えもお尋ねしたいと思います。

○猪俣直行議長 石川管理者、答弁。

○石川 清管理者 今の時点では考えておりません。

○猪俣直行議長 齊藤副管理者、答弁。

○齊藤芳久副管理者 現状いろいろ踏まえまして、現状ではそのような予定はございません。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

○8番(加藤則夫議員) はい。

○猪俣直行議長 ほかに。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○猪俣直行議長 次に、日程第8・議案第5号・「平成29年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算(第2号)を定める件」に対する質疑に入ります。

5番・野沢聖子議員。

○5番(野沢聖子議員) 5番、野沢聖子です。ただいま議題となっております議案第5号・「平成29年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計補正予算(第2号)を定める件」について質疑をいたします。

8ページの歳入の款7国庫支出金、項2委託金、目1消防費委託金の説明欄、女性や若者をはじめとした消防団加入促進支援事業委託金の内容についてお尋ねいたします。

○猪俣直行議長 金子庶務課長、答弁。

○金子和宏副参与(庶務課長事務取扱) お答え申し上げます。

消防庁においては消防団を中核とした地域防災力の向上を図るために、女性や若者をはじめとする消防団の加入促進支援事業を国の委託事業として展開しているところであります。その内容は、女性や若者をはじめとする入団促進を目的とする取り組みについて、都道府県または市町村から提案を受け、その中から他の地域のモデルとなるような取り組みを委託調査事業として採択し、消防団の活性化を図る上での課題解決方策の抽出、検証、提言等を行い、全国へ波及させるものであります。今回坂戸市においてこの支援事業を活用し、地震などの大規模災害においての任務を限定して活動する大学生の機能別団員制度を導入するため、管内にある城西大学、女子栄養大学、明海大学の3つの大学に説明を行い、防災に対して興味のある大学生で坂戸市消防団機能別団員を発足させました。また、支援事業委託費交付決定後、個人貸与品のアポロキャップ、安全ベスト、皮手袋、雨具と大学への備品のデジタル無線機、保安帽、誘導棒、拡声器を購入するとともに、坂戸市イメージキャラクターの「さころん」、城西大学の「ジョー君」、女子栄養大学の「カッピィ」の3体の着ぐるみの防火衣作成をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

5番・野沢聖子議員。

○5番(野沢聖子議員) 再質疑を行います。

大学生機能別団員発足に伴う事業の委託金とのことですが、昨年5月1日に行われました辞令交付式は県内初の組織として報道もされ、話題となりました。私も出席をさせていただき、志の高い学生のりりしい姿に感銘を受けました。女子学生が多いことも大変うれしく、また期待も大きいと感じています。終了後、応募の動機を女子学生に尋ねたところ、災害などが起きたときに少しでも役に立ちたいと思って団員になりましたと語ってくださいました。県内初の取り組みということであり、注目もありますが、どう訓練を受け、活動を生かせるかが大事になるかと思います。大学生機能別団員の29年度の活動内容についてお尋ねいたします。

○猪俣直行議長 金子庶務課長、答弁。

○金子和宏副参与(庶務課長事務取扱) お答え申し上げます。

29年度の活動内容についてでございますが、大学生機能別団員の3大学の団員数は、城西大学33名で、女子栄養大学5名、明海大学の2名、合計40名で、内訳を申し上げますと、男性10名、女性30名で構成されており、5月1日には消防本部で行われました辞令交付式をはじめ、5月に消防団活動に際して基礎知識の講習を幹部団員から受講、6月に女性部による普通救命講習及び坂戸市民防災安全課による避難所運営に関する講習の受講、9月に入西小学校で行われました坂戸市民総合防災訓練では、避難所設営時に伴う住民への指導や3体の着ぐるみをまとって消防団PR活動、11月に坂戸市民総合運動公園で行われました特別点検、1月にワカバウォークで消防出初め式への参加、今月27日には1年間の活動報告会を実施する予定でございます。また、昨年10月25日には大学生機能別団員設立及び消防団員定数の増加に伴い、総務大臣より感謝状を贈呈されたところでございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

5番・野沢聖子議員。

○5番(野沢聖子議員) 続きまして、次年度以降の運営についてお尋ねいたします。

○猪俣直行議長 金子庶務課長、答弁。

○金子和宏副参与(庶務課長事務取扱) お答え申し上げます。

次年度以降の運営についてでございますが、本年度の活動内容を維持するとともに、各大学の協力を得ながら、本年度末には4年生が卒業することに伴い、新入団員の確保にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪俣直行議長 ほかに。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○猪俣直行議長 次に、日程第9・議案第6号・「平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」に対する質疑に入ります。

6番・松尾孝彦議員。

○6番(松尾孝彦議員) 6番、松尾孝彦でございます。議案第6号・「平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」について1点質疑させていただきます。

予算書の中では20ページ、21ページにあります予算の概要については初めのページの1ページにあるのですが、消防施設費についてなのですが、工事関係では坂戸市に40立方メートル型耐震性貯水槽を3基、鶴ヶ島市に40立方メートル型耐震性貯水槽を2基建設するということが出ております。以前の全協か何かの説明のときに隔年で4基という計画だったのですが、今年度なぜ5基になるのか、また今後の充足計画について説明をお願いします。

○猪俣直行議長 中村警防課長、答弁。

○中村政美警防課長 お答え申し上げます。

消防水利の充足率向上に向けました耐震性貯水槽設置につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、隔年で4基ずつ設置していくことで計画的に実施をしているところでございます。平成30年度は4基新設する年度となっておりますので、前年度からその準備を進め、坂戸市内では戸宮地内、森戸地内、鶴ヶ島市内では藤金地内、三ツ木地内、計4基を新設することで事務を進めてまいりました。そのような中、坂戸市の土地区画整理事務所より片柳土地区画整理事業の進捗に合わせ既設の20立方メートル級防火水槽を撤去し、隣接する公園用地に新設をしていただきたい旨の依頼を受けたものでございます。そこで、既に決定をしていた4基について変更または延期ができないか検討したところ、坂戸市内の戸宮地内は老朽化した20立方メートル級防火水槽の土地所有者及び地元から新設するよう以前から要望があったものでございまして、既に平成30年度に新設することで了承をいただいておりますことから、既設の20立方メートル級防火水槽を撤去し、新たに40立方メートル型耐震性貯水槽を設置するものでございます。森戸地内につきましては、坂戸市が進めております道路拡幅工事に伴うものでございまして、既に1年延期している事業でありますことから、支障となる既設の20立方メートル級防火水槽を2基撤去し、40立方メートル型耐震性貯水槽を1基新設するものでございます。

次に、鶴ヶ島市内の藤金地内につきましては、藤金団地の南側に当たりまして、地元自治会より以前から設置の要望があり、ここで新設に至ったものでございます。三ツ木地内につきましては、太田ヶ谷地内の既設の40立方メートル級防火水槽について、この土地所有者からの強い要望から撤去することとなり、隣接する三ツ木地内の消防水利の不足箇所40立方メートル型耐震性貯水槽を新設するものでございます。

したがって、いずれもおおのの事情の中で延期または変更等は非常に難しいものがあり、構成市とも協議を実施した結果、平成30年度における耐震性貯水槽の設置箇所は、既に決定をしていた4基のほかに、片柳地内を含めまして計5基を新設することになったものであります。今後におきましても同様に隔年で4基ずつ設置をしていくことで計画しております。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

○6番(松尾孝彦議員) 了解しました。

○猪俣直行議長 ほかに。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) 7番、平瀬敬久です。議案第6号・「平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算を定める件」につきまして3点質疑させていただきます。

1点目ですが、平成30年度一般会計当初予算案の概要のほうの資料、こちらの中の1ページの2段目ですが、職員の退職等に伴う人員不足から生じる消防力の低下を防止するため、今年度は12名を新規採用云々との説明があります。この新規採用予定人数だけでは退職者との比較はできませんので、先ほど石川管理者から少しお話もあったようではありますが、新規採用予定者数と今年度の退職予定者数それぞれ何名ずつとなっているかについて伺います。

2つ目は、また繰越金の予算額についてですが、平成30年度坂戸・鶴ヶ島消防組合一般会計予算書のほうの10ページ、款4繰越金を見ますと、平成29年度は6,000万円であるのに対し、平成30年度は8,000万と2,000万円もの増額となっています。この2,000万円増額になっている理由について伺います。

次に、3点目ですが、先ほどの松尾議員の質疑への答弁で、防火水槽の新設が5基、撤去が4基になるとのことです。単純計算ですとプラス1基となりますので、消防水利の充足率はアップするものと思います。ですが、防火水槽の容量によっては充足率にカウントできないものもあるかと思います。また、消火栓の増減も関係してくると思いますので、果たして充足率がアップしてくるのかどうか。前回11月議会での一般質問の際、充足率81.3%と聞いていましたので、その数値と比較してどうなのか伺います。

以上、3点お伺いいたします。

○猪俣直行議長 金子庶務課長、答弁。

○金子和宏副参与(庶務課長事務取扱) 平瀬議員さんの数点にわたります質問の中で庶務関係についてお答え申し上げます。

平成30年度の新採用予定者数は12名、本年度の退職予定者数は6名でございます。

次に、繰越金の予算額が2,000万円増額となった理由についてでございますが、昨年11月議会定例会におきまして、平成28年度決算における繰越金の予算現額と収入済額の差が7,000万円を超えているとのご指摘に対しまして、当該年度の当初におきます運用資金、緊急災害時等の人件費及び年度途中に国の補正予算に対応するための資金として必要とする5,000万円程度を差し引いても、結果として2,000万円程度それを上回っている状況である旨を答弁させていただいたところであります。このことから、平成30年度決算におきます歳入歳出差引額を適切な額としていくため、事業費等に充てる予算化した繰越金を昨年度より2,000万円上乘せした8,000万円としたものであります。

以上でございます。

○猪俣直行議長 中村警防課長、答弁。

○中村政美警防課長 次に、警防関係につきましてお答え申し上げます。

消防水利の充足率算出につきましては、基本的に統計上の関係から毎年年度末及び年末の2回算出をしているところでございます。算出に当たりましては、当消防組合事業によって設置されました貯水槽のほか、開発指導要

綱や消防法に基づいて設置された水利、水道企業団により整備された消火栓、または諸事情により撤去された水利の全てを集計し、消防水利の基準に基づきまして算出をしております。したがって、当消防組合事業完了後の数だけをもって具体的な数値を算出することは難しい状況でございますが、最新である平成29年12月末現在におきましては充足率81.4%となり、平成29年3月末時点での81.3%と比較いたしますと0.1%の増となっております。

なお、平成30年度に当組合により設置を予定しております耐震性貯水槽が消防水利の充足率の向上につながっているかにつきましては、坂戸市内の戸宮地内及び片柳地内につきましては、既に消火栓により包含されている地域でございますので、直接的な充足率の向上にはつながっておりません。

また、坂戸市内の森戸地内及び鶴ヶ島市内の藤金地内、三ツ木地内の計3カ所につきましては、全て消防水利の空白域となっておりますことから充足率の向上につながっておりますが、土地所有者からの諸事情による撤去する太田ヶ谷地内の既存40立方メートル級防火水槽を考慮し、全てを相殺いたしますと、両市で2基分の充足率の向上につながっているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) 再質疑いたします。

先ほどの金子副参与のご答弁で平成30年度の新規採用予定者は12名、本年度の退職予定者数は6名ということです。差し引きで6名増員ということになりますが、その6名増員する理由について伺います。

○猪俣直行議長 金子庶務課長、答弁。

○金子和宏副参与(庶務課長事務取扱) お答え申し上げます。

増員理由につきましては、消防力の整備指針の改正により、救急隊が1隊の不足及び緊急消防援助隊埼玉県隊の出場編成の変更により当組合の登録部隊が4隊になり、同時に出動要請される可能性が高くなったことに伴い、消防力の充実強化のため職員の増員が必要となったことから、平成30年度は職員数を207名とするものでございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

○7番(平瀬敬久議員) はい。

○猪俣直行議長 ほかに。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○猪俣直行議長 次に、日程第10・議員提出議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合議会会議規則制定の件」を議題といたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

提案理由の説明を求めます。

内野議員。

(3番「内野嘉広議員」登壇)

○3番(内野嘉広議員) 3番、内野嘉広です。ただいま議題となっております議員提出議案第1号・「坂戸・鶴ヶ島消防組合議会会議規則制定の件」につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成24年の地方自治法の一部改正に伴い、より充実した消防行政の議会とするため、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致について新たに規定する等所要の改正を行うものであります。

なお、改正部分が広範囲にわたり、さらに規定の追加、削除、異動等が大幅に行われるため全部改正といたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

(3番「内野嘉広議員」降壇)

○猪俣直行議長 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声)

○猪俣直行議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会中の事務調査について

○猪俣直行議長 次に、日程第11・閉会中の事務調査についてを議題といたします。

概要につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。本件を閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○猪俣直行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。



◎一般質問

○猪俣直行議長 日程第12・一般質問を行います。

通告者は1人であります。

順次発言を許可いたします。

なお、質問時間につきましては、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

7番・平瀬敬久議員。

(7番「平瀬敬久議員」登壇)

○7番(平瀬敬久議員) 7番、平瀬敬久です。通告に従い一般質問を行います。

水害発生時の消防の考え方についてです。昨年2017年10月22、23日に関東を襲った台風21号は、この坂戸市にも大きな被害をもたらしました。具体的には、雨量は10月20日から23日で263.5ミリに達し、23日早朝には高麗川は氾濫水位まで23センチ、越辺川も同じく氾濫水位まで60センチのところまで迫りました。坂戸市内における被害は、道路冠水による車両水没が8件、橋の通行どめが5つ、道路通行どめが25カ所、崖崩れは高麗川の城山橋上流の左岸、同じく右岸は遊歩道陥没、東和田では床下浸水が1件、他に浄化槽被害が5件、三芳野、勝呂耕地では冠水による稲わらの滞留被害などが起きました。

そんな中、消防職員、消防団員ともに救助活動や道路規制の支援等で大いに活躍し、水害時の消防の重要性を住民の皆様を示す結果となりました。これも具体的に言いますと、坂戸市との協力のもと土のう設置が770袋、先ほどの水没した車両からの救助が7件、その中には水没車両で低体温症に陥った運転手の救出というものもありました。三芳野地区や勝呂地区赤尾での水没地域手前では、バリケード等による交通規制支援等の活動もありました。

ですが、一方では今回の水害対応で幾つかの課題も明らかになったように思います。そこで、今回水害発生時の消防の考え方について、以下3点を質問いたします。

1つ目、水害対応時の消防の権限について。

2つ目、同対応時の消防職員、消防団員の安全性確保について。

3つ目、今後の水害対応への取り組みについてです。

以上、私の1回目の質問といたします。

(7番「平瀬敬久議員」降壇)

○猪俣直行議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○猪俣直行議長 再開いたします。

岡部消防長、答弁。

(岡部久志消防長登壇)

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

水害発生時の消防の考え方についての水害対応時の消防の権限についてでございますが、消防に関する根拠法令につきましては、消防組織法をはじめ消防法、災害対策基本法、災害救助法ほか多くの関係法令がございます。消防組織法第1条の一部を申し上げますと、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とするとあり、この任務を遂行するために消防法において多くの権限がございます。その中で水害発生時の消防の任務を遂行するために認められている権限は、水害の規模、状況にもよりますが、消防車の優先的な道路通行権、特定区域の立入り制限、他人の家屋や土地への立入り、または一般人に対する協力命令権等が考えられるところでございます。

次に、水害対策時の消防職員の安全確保についてでございますが、当組合ではあらゆる災害に対して職団員の安全確保については、災害に応じて万全を期しているところでございます。そのような中、職団員の安全確保、すなわち安全管理マニュアルについて、昭和59年に警防活動時等における安全管理マニュアルが消防庁により作成され、以降新たに発生した災害や事故等を考慮し、多種多様な災害現場に即した隊員の安全管理の徹底を図るための改正が行われ、現在では平成28年3月に一部改正された安全管理マニュアルに沿い、職団員の安全管理に努めているところでございます。

次に、今後の水害対応の取り組みについてでございますが、毎年出水期を迎える前に関係機関と越辺川、高麗川の堤防が整備されていない重要水防箇所の共同巡視を実施し、危険箇所の事前把握に努めているところでございます。また、職団員の教育といたしましては、越辺川・高麗川水害予防組合による水防演習及び若手職団員への水防工法の伝授、消防組合といたしましては、救助隊を中心に河川等で救命ボート、坂戸市災害救助艇及び救命索発射銃などの取り扱い訓練並びにプールにおいても潜水器具等を使用しての水難事故を想定した訓練を毎年定期的に実施しているところでございます。さらに、海洋施設における潜水技術研修や小型船舶免許及び潜水士免許などの資格につきましても計画的に取得をさせている状況でございます。

今後におきましても、両市はもちろんのこと、越辺川・高麗川水害予防組合とも連携を密にし、迅速かつ適切な判断のもと、市民の安心、安全に寄与できるよう万全を期したいと考えております。

以上でございます。

(岡部久志消防長降壇)

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) 一通りご答弁いただきましたので、以降は一問一答方式で質問してまいります。

まず、先ほど消防の権限についてご答弁いただきましたが、今回の10月22、23日の台風21号への対応は、消防職員は消防職員としての対応でしょうが、団員の方々は消防団、水防団どちらとしての対応であったのか伺いま

す。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

消防団と水防団のどちらとしての対応かということでございますが、坂戸市消防団は水害発生時、坂戸市水防団として活動するよう越辺川・高麗川水害予防組合同規約で定められているため、対応は水防団としての活動となります。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) ただいま越辺川・高麗川水害予防組合との文言が出てまいりました。今回冠水した三芳野地域や勝呂の赤尾地区は高麗川や越辺川の本流から少しだけ離れていますが、果たして越辺川・高麗川水害予防組合としての活動だったのか、再度伺います。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

本流から離れているのに水防団としての活動をしたのかということだと思いますが、越辺川・高麗川水害予防組合同規約第4条では、河川等の水害防除に万全を期すことを目的とするとしております。河川等とは、越辺川、高麗川と支流も含まれておりますことから、その支流が氾濫し、市民への被害が想定されたため活動したものでございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) ただいま越辺川・高麗川水害予防組合同規約第4条が出てきました。そして、河川等とは、越辺川、高麗川とも支流も含まれておりますことからのご説明でした。実は私もその越辺川・高麗川水害予防組合同規約を確認してまいりました。この規約はホームページ等では公開されておきませんが、坂戸市役所の防災安全課で閲覧可能となっております。そして、そこには支流も含まれるとは記載されておきません。その第4条によりますと、この組合は次に掲げる河川等の水害防除に万全を期すことを目的としていると記載してあります。そして、河川等、「等」と入っておりますが、その後に具体的な範囲が細かく記載されています。越辺川筋は越生町大字黒山地区内より坂戸市大字小沼地区内まで、正確には「まで」ではなく「至る」という漢字が使われております。そして、高麗川のほうはといいますと、高麗川筋左岸は、坂戸市大字多和田地区内から坂戸市大字新ヶ谷地区内まで、同じく高麗川筋右岸は、坂戸市大字多和田地区内から坂戸市大字上吉田地区内までというように細かく規定されています。

つまり何が言いたいかといいますと、今お伝えした規約、規程から考えますと、今回の対応は水防組合ではなく、消防組合としての対応だったのではありませんか。重ねてお伺いいたします。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

規約4条関係の河川等ということでご指摘でございますが、越辺川・高麗川水害予防組合の中での取り決めでそのような形で活動させていただいたものでございます。また、基本的には水防団の関係につきましては市の管轄になりますことから、今後関係部局との連絡をとりながらいろいろと考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) 今のご答弁で、まずこの場では水防団という認識で進めてまいりたいと思います。

では、その水防団員は果たして水防団員の自覚といいますか、認識はおありでしょうか。例えば、消防団員については任命式があります。任命されることで消防団員としての認識、自覚も生まれるのですが、水防団の場合は特に任命式もないかと思います。団員の方々が水防団員としての認識をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○猪俣直行議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○猪俣直行議長 再開いたします。

岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

坂戸市消防団員として任命されると同時に、越辺川・高麗川水害予防組合規約についての説明をされておりますことから、各自が水防団員であると認識しているものと考えております。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) では、次に鶴ヶ島市の場合についてお聞きします。2つほど前のご答弁で、坂戸市消防団は水害発生時、坂戸市水防団として活動するよう越辺川・高麗川水害予防組合規約で定められているとのことでした。坂戸市消防団は坂戸市水防団としてと言われました。では、鶴ヶ島市については水防団があるのかどうか伺います。

○猪俣直行議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○猪俣直行議長 再開いたします。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) 先ほどの質問を訂正、差しかえさせていただきます。

では、次に鶴ヶ島市の場合について伺います。2つほど前のご答弁で、坂戸市消防団は水害発生時には坂戸市水防団として活動するよう越辺川・高麗川水害予防組合規約で定められているとのことでしたが、坂戸市消防団

は坂戸市水防団として、では鶴ヶ島市については消防団が水防活動をされているということでよろしいのか、お伺いします。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

鶴ヶ島市において水害で消防団が出場したことがあるのかという質問だと思いますが、過去には浸水が想定される家屋等に対し、土のうの搬送等消防団として活動した経緯がございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) では、消防団と捉えまして、鶴ヶ島市消防団が鶴ヶ島地域以外で水防活動の応援に入る可能性があるのかについてお伺いします。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

鶴ヶ島市消防団の地域外応援についてでございますが、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防団に関する規則第9条に、消防団は消防長の許可を得ないで組合の区域外の水火災、その他の災害に出場してはならないと規定されております。ただし、協定してある応援区域の市町への応援活動は可能となっておりますことから、鶴ヶ島地域外へ応援する可能性もございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) 消防組合の区域外への出場はないということでございますが、これは……

○猪俣直行議長 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時09分

○猪俣直行議長 再開します。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) では、消防職員、消防団員が交通規制を行う場合の権限がどうなっているかについて伺いたいと思います。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

交通規制を行う場合の権限についてでございますが、交通規制とは通常、道路における通行どめ等の規制を行うことを指し、根拠法令は道路法または道路交通法であります。また、実施主体は公安委員会または道路管理者のみであるため、消防職団員には交通規制を実施する権限はございません。ただし、消防職員にはその職務を遂行

するための権限の一つとして、消防法及び水防法等による警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができると規定されております。そのため、職団員の行う行為については、その区域への立入りの制限等として実施しているところでございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) では、台風21号の際の活動では消防職員や団員の交通規制を無視して規制区域内に進入する車両があったかどうかについて伺います。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

規制区域内に進入する車両についてということでございますが、交通規制を無視して進入してくる車両はなかったと報告を受けておりますが、水防団、また消防団が対応していない場所についての状況は把握しておりません。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) 交通規制を無視して進入した車はなかったということの報告かと思えますけれども、水没した車両8台のうち7台は交通規制後に進入してきたものとの話も伺いました。これは証拠もありませんし、また人やバリケードがない箇所から進入した可能性もあります。では、もし消防職員や消防団員、水防団員が交通規制を行った際に、それを振り切ろうとした車両と接触してけがをすることも考えられますが、こういった場合どの程度まで規制対応行うべきかについて伺います。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

どの程度までと明確なところは示すことはできませんが、全ての職団員は安全を最優先とした活動を原則としておりますので、対象者に対し親切丁寧な説明を行い、協力を求めていると考えているところでございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) 親切丁寧な説明を行い、協力を求めているということですが、では冠水した中で水深が浅いと考えて、その浅瀬を渡ろうと猛スピードを出してきた車に対してはどのように対応するべきか伺います。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、消防職団員は安全を最優先としての活動を原則としております。職団員にはさらに安全管理の徹底を図り、全ての災害に対応できるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○猪俣直行議長 7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) わかりました。では、万一水防活動で消防団員、水防団員が負傷した場合の補償について

はどうなっているのか、お伺いします。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

水防団員、消防団員が負傷した場合の補償でございますが、消防組織法、消防法及び水防法において、市町村は消防団員、水防団員が災害現場での活動により負傷した等した場合は損害を補償しなければならないと定められておりますことから、埼玉縣市町村消防災害補償組合に加入し、消防団員、水防団員の公務災害に対応しているところでございます。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

7番・平瀬敬久議員。

○7番(平瀬敬久議員) では、最後の質問といたしますが、今回の台風21号への対応では新たに気づかれたことも多かったのではないかと思います。今回の対応で消防にさらに権限が必要だというようなことをもし感じておられた場合、権限の面で何か消防からの要望があるかどうかについて伺います。

○猪俣直行議長 岡部消防長、答弁。

○岡部久志消防長 お答え申し上げます。

消防からの要望についてということでございますが、特にございません。消防の任務を遂行するために必要な権限は消防法等に示されておりますので、現法令を遵守することで消防の任務及び目的を達成することができるものと考えております。

以上でございます。

○猪俣直行議長 よろしいですか。

○7番(平瀬敬久議員) はい。

○猪俣直行議長 以上で一般質問を終了いたします。

_____ ◇ _____

◎閉議の宣告

○猪俣直行議長 以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

_____ ◇ _____

◎議長の挨拶

(猪俣直行議長起立)

○猪俣直行議長 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様のご理解とご協力を賜り、閉会の運びとなりましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

立春も過ぎ、梅の開花の便りも聞こえてまいりましたが、まだまだ余寒の続く折でございます。議員各位にはくれぐれもご自愛をいただくとともに、今後とも地域の進展、消防行政推進のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い

いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(猪俣直行議長着席)

◇

◎管理者の挨拶

○猪俣直行議長 石川管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石川管理者。

(石川 清管理者登壇)

○石川 清管理者 議員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中ご出席を賜りまして、提出議案全てにつきまして原案どおり可決をいただき、心から感謝を申し上げる次第であります。

11月議会定例会以降の各種事業及び火災等の概要につきましてご報告を申し上げます。

はじめに、各種事業であります、1月7日には平成30年消防出初め式を、千代田公園からワカバウォークへ会場を変更し、多くの市民が「見て・体験して・楽しめる」をテーマに開催をいたしましたところ、議員皆様をはじめ、消防職、団員及び関係9団体の参加者並びに一般市民の見学者を含め、総勢5,000人規模の出初め式となり、大きな成果を上げることができました。

次に、2月6日に開催されました「第39回埼玉県消防職員意見発表会」に、当消防組合を代表して鶴ヶ島消防署の川口消防副士長が出席し、優良賞を受賞いたしました。

次に、火災件数であります、昨年1月から12月までの1年間の総数は49件で、前年と比較いたしますと、12件の増となっております。

このうち建物火災は21件で、前年と比較いたしますと3件の増でありました。

なお、本年1月は4件で、前年比1件の減となっております。

次に、救急出場件数であります、昨年1年間の総数は7,486件で、前年と比較いたしますと106件の増となりました。昨年に引き続き7,000件を超えており、1日平均では20.5件となりました。

また、本年1月は716件で、前年比48件の増となっております。

本年も大きな災害がないことを望むものでありますが、火災をはじめとする災害態様も複雑多様化の傾向にありますことから、今後におきましても各種災害に的確に対応し、住民の負託に応えるべく万全を期してまいり所存でありますので、議員皆様には変わらざるご支援、ご指導をお願い申し上げます。

ここに、議員皆様方のご理解とご協力をいただき、本日の定例会が滞りなく終了できましたことに対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、議員皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご健勝にてご活躍されますことをお祈り申し上げ、御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

(石川 清管理者降壇)

◎閉会の宣告

(午前11時20分)

○猪俣直行議長 これをもちまして、平成30年2月第1回坂戸・鶴ヶ島消防組合議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

お疲れさまでした。